令和8年（ヒ）第3013号
大阪市中央区安土町３丁目４番５号
清算株式会社　菱栄商事株式会社
1　決定年月日　令和8年7月16日
2　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００２号
岡山県津山市北園町42番地13
清算株式会社　株式会社サンライト
代表清算人　　佐野芳章
1　決定年月日　令和８年７月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、残存資産から必要な費用を控除した残額である30万1036円を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、総債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（ヒ）第１００１号
岡山県津山市北園町42番地13
清算株式会社　株式会社ｓａｔｅｒａ
代表清算人　　佐野芳章
1　決定年月日　令和８年７月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、株式会社日本政策金融公庫に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、令和７年８月15日までの借入金利息として1万6684円を弁済する。
2　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、残存資産から必要な費用及び前項の弁済額を控除した残額である63万7391円を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
3　前２項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
4　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、総債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
5　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
岡山地方裁判所津山支部

令和７年（ヒ）第１０１６号
名古屋市瑞穂区上山町１丁目１６番地
清算株式会社　　株式会社モダンガーデン
代表清算人　　鈴木貴美
1　決定年月日　令和８年７月１３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定において、協定債権のうち基準日令和7年12月5日までに発生した債権を「一般債権」、同月6日以降に発生した利息及び遅延損害金債権を「基準日後利息等」という。
2　清算株式会社は、協定債権者鈴木貴美を除く各協定債権者（以下「本件各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1ヵ月以内に、資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権額の4.5497593061％の金員を弁済する。ただし、一般債権に弁済率を乗じて生じる1円未満の端数は、いったん切り捨て、弁済原資に達するまで端数が大きい順に1円未満を切り上げる。
3　協定に基づく弁済は、本件各協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、清算株式会社が負担する。
4　本件各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、一般債権額から弁済額を控除した残額及び基準日後利息等の全額につき、その債務を免除する。
5　協定債権者鈴木貴美は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
6　第2項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件各協定債権者が第4項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始